

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）石田地区）を行うことについて令和4年12月8日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和4年12月26日から令和5年1月23日まで縦覧に供する。

令和4年12月20日

香川県知事 池 田 豊 人